

## 不利益処分に係る処分基準(法令)

| 法令名及び条項                        | 処分の概要                   | 担当課名     |
|--------------------------------|-------------------------|----------|
| 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第52条第1項 | 特定地域型保育事業者の確認の取消又は効力の停止 | 子育てあんしん課 |

1 処分基準は、次のとおりとする。

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第52条第1項各号のいずれかに該当するとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。